

2020年11月27日

プレスリリース



～ 70歳以上のお客さまへ ～ キャッシュカードのATMお支払い限度額引下げについて (詐欺被害等の防止)

福島銀行(取締役社長 加藤 容啓)は、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取る「カード手交型詐欺」や「カードすり替え型詐欺」が多発していることを踏まえ、被害発生を防止し、お客さまのご預金をお守りするために、当行キャッシュカードの1日あたりのATMお支払い限度額を引下げさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 対象となるお客さまの預金口座

(以下の①と②の両方の条件を満たしたお客さまが対象となります。)

- ① 70歳以上の純個人・個人事業主のお客さまの口座
- ② 3年以上動きのない口座
- ※ 1日あたりのお支払い限度額の変更を行っている場合は除きます。

○ キャッシュカードお支払い限度額

1日あたりのお支払い限度額を50万円までといたします。

カード種類	変更後	変更前	
	すべてのATM	当行ATM	他行ATM
磁気カード ICカード	50万円 *他行お支払い分、デビット カードご利用分を含む	100万円 *他行お支払い分、デビット カードご利用分を含む	50万円 *デビットカード ご利用分を含む

※ 別途、お支払い限度額を変更している場合には、その限度額が優先されます。

※ お支払い限度額の変更をご希望のお客さまは、お近くの当行窓口へご相談ください(特に、上記①と②の両方の条件を満たす個人事業主のお客さまはご留意ください)。ただし、他行の限度額は50万円以上に変更することはできません。

※ 代理人カードのご利用分も合算されます。

○ 取扱開始日

2021年1月4日(月)より

※ ご不明な点は、当行本支店窓口までお問合せください。

以上